第１号様式（第４条関係）

平生町本人通知登録申請書

年　　月　　日　申請

（申請先）平生町長

平生町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第４条の規定に基づき、裏面の内容に同意の上、次のとおり登録を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 登録申込者 | 氏名 | フリガナ |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 住所 |  |
| 連絡先 | 自宅・携帯　　（　　　　　　）　　　－　　　 |
| 申込者の区分 | 1　本人　　2　法定代理人　　3　任意代理人 |

※登録申込者と同一戸籍又は世帯の方は、登録者氏名欄に本人が自書することにより、申込日において登録申込者に登録を委任する意思表示とし、登録することができます。なお、登録する者が15歳未満の場合は、法定代理人が自書してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 登　録者 | 氏　　　名 | 生年月日 | 性別 | 住　　　所 | 本　　　籍 | 通知対象とする証明書※該当に○ |
| ﾌﾘｶﾞﾅ | 明・大・昭・平・令・西暦　年　 月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 男・女 | □申込者と同じ | 平生町大字筆頭者氏名 | 戸籍・除籍改製原戸籍戸籍附票住民票 |
| □申込者と同じ |
| ﾌﾘｶﾞﾅ | 明・大・昭・平・令・西暦　年　 月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 男・女 | □申込者と同じ | 平生町大字筆頭者氏名 | 戸籍・除籍改製原戸籍戸籍附票住民票 |
|  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ | 明・大・昭・平・令・西暦　年　 月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 男・女 | □申込者と同じ | 平生町大字筆頭者氏名 | 戸籍・除籍改製原戸籍戸籍附票住民票 |
|  |
| ﾌﾘｶﾞﾅ | 明・大・昭・平・令・西暦　年　 月　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 男・女 | □申込者と同じ | 平生町大字筆頭者氏名 | 戸籍・除籍改製原戸籍戸籍附票住民票 |
|  |

注１　裏面の内容をよくお読みください。

注２　次の書類を提出又は提示してください。

1. あなたが申請者本人であることを証明する書類

（運転免許証、旅券、顔写真付き住民基本台帳カード等）

1. あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類

（戸籍謄本等）

（３） あなたが申請に係る任意代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類

（登録者の本人確認書類の写しを添付した委任者の自書による委任状）

注３　登録者名簿への登録日は、申請受付日の翌日です。

（詳しくは裏面をお読みください。）

以下は記入しないで下さい。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付 | 登　録 | 通　知 | 本人等の確認書類 | 備　考 |
| 　 |  |  | □本人□法定代理人□任意代理人 | □免許証・旅券・住基カード□健康保険証・年金手帳□その他（　　　　　　） |  |

（裏面）

平生町本人通知について

１ 本人通知は、登録をした者に係る住民票の写し（除票及び住民票記載事項証明書を含む。）、戸籍附票の写し及び戸籍謄本・抄本（除籍、改製原戸籍及び戸籍記載事項証明書を含む。）（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等（注）の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について 通知するものです。

|  |
| --- |
| （注）本人等とは・住民票関係　 本人又は本人と同一の世帯に属する者 　　 ・戸籍関係 本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属 |

２　第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、町長が特別の事情があると認めるときを除きます。

３　住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

（１）住民票の写し等の交付年月日

（２）交付した住民票の写し等の種別及び通数

（３）交付請求者の種別

４　登録を希望する者が疾病その他やむをえない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

５　郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

（１）疾病その他やむを得ない理由により、直接窓口で申請できない場合

（２）他の市町村に居住し、遠隔地等の理由により直接窓口で申請できない場合

６　登録を廃止しようとする場合又は転出、転居、転籍等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

７　登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録は廃止します。